

介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

①何らかの条件を設けている自治体は11、このうち名古屋市と岡崎市が「要支援の該当者は上乗せができない」と回答している。
 ②要介護5を条件としているのは、9自治体ある。条件を設けず聞き取りで済めるのは瀬戸市のみである。

市町村名	介護保険サービスのみで必要なサービスを確保できないとき	何らかの条件を設けている	要支援の該当者は上乗せができない	障害者手帳保持者	介護保険の要介護度が要介護5の者	介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること	条件の根拠を詳しくご記入してください
1 名古屋	○	○	○				
2 豊橋	○						
3 岡崎		○	○		○		内規による
4 一宮		○		○		○	平成12年3月24日付け厚生労働省通知介護保険制度と障害者施策との適用関係等について
5 瀬戸							特に条件は設けていません。必要性を計画や聞き取りから把握し、審査会に意見を求め支給を決定しています。
6 半田	○						
7 春日井		○			○		春日井市障害福祉サービス等支給決定基準
8 豊川	○						
9 津島	○	○				○	介護保険に相当するサービスの上乗せ利用の場合は、介護保険サービスの約半分以上を当該サービスが占めていること
10 碧南	○						
11 刈谷		○			○	○	障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにかかる介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約により、確保できないサービスの必要性を想定し基準を設けている
12 豊田	○						
13 安城	○						
14 西尾		○			○		介護保険優先であるため、介護保険サービスを最大限利用しても不足する場合、障害福祉サービスを上乗せ支給する。
15 蒲郡	○						
16 犬山	○						
17 常滑	○						
18 江南		○			○		介護保険担当課との協議による事務内規を根拠とする
19 小牧	○						
20 稲沢	○						
21 新城	○						
22 東海	○						
23 大府	○						
24 知多	○						
25 知立					○		当市の支給基準により介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けてもなお障がい固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、市が必要と認める場合に、介護保険のケアプラン等を鑑み支給決定を行う。
26 尾張旭	○						
27 高浜	○						
28 岩倉	○						
29 豊明	○						
30 日進		○			○		障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先となっているから、要介護5の者で単位数が足りなく、障害特性上必要と認められる者に対して上乗せを認めている
31 田原	○						
32 愛西市		○			○		要介護4以下でも視覚、聴覚、知的、精神障害者についてはサービスを受けられる
33 清須	○						
34 北名古屋	○						
35 弥富	○						
36 みよし	○						
37 あま	○						
38 長久手	○						
39 東郷	○						
40 豊山	○	○		○	○	○	
41 大口	○						
42 扶桑	○						
43 大治	○						
44 蟹江	○						
45 飛島	○						
46 阿久比	○						
47 東浦	○						
48 南知多	○						
49 美浜	○						
50 武豊	○						
51 幸田	○						
52 設楽	○						
53 東栄	○						
54 豊根	○						